

JR東海労  
大二運分会

# 交差点

No.545  
2019年5月15日  
責任者：前田 稔  
発行：教宣部

**またまた大量の規程の  
訂正が出されました！！**

私たちは、この間、会社に対して「規程の訂正」を自己の時間ではなく、訂正に要する時間をハッキリと訓練等、勤務時間できるように訴え、申し入れも行ってきました。

しかし、これまで会社は、労働区分にもない「手待ち時間でして下さい」と一貫して主張してきました。

またまた今回も、大量の規程の訂正が出されました。しかも、5月1日施行の規程を施行3日前の4月28日、営業揭示第15号で「新幹線車内放送文」、営業揭示第16号で〔幹鉄運達第5号「新幹線車掌指導要領I（執務関係）】の訂正です。

今回の訂正に関して営業助役は、「追々やって下さい」と言っています。つまり、期限を具体的に言っているものではありません。

以前、訓練の中で営業助役が、突然、規程の訂正を確認し、していない乗務員に、注意・指摘してきました。これは、自己の時間で会社の規程の訂正を強要することであり、誤った行為です。

**まさか、今回の訂正も助役が、突然確認し、注意・指摘するのでしょうか！？**

営業揭示で、業務指示している以上、キッチリ時間を付けてから確認しなければならないし、訂正に要する時間を付けないままなら「おとがめ」は、違法で許しがたい行為です！！

**規程類の訂正は、訓練中  
又は、超勤で行え！！**